



# 鳥取県公報

令和6年7月16日（火）  
第9613号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	指定納付受託者の変更の届出（445）（会計指導課）	2
◇ 公 告	自衛官の募集（危機対策・情報課）	2
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）	3
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（文化政策課）	4
◇ 正 誤	令和6年6月21日付鳥取県告示第409号中訂正	7

## 告 示

### 鳥取県告示第445号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第3項の規定に基づき、指定納付受託者から主たる事務所の所在地の変更に係る届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年7月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 届出のあった指定納付受託者  
株式会社アイモバイル
- 変更内容

変更する内容	変更前	変更後
主たる事務所の所在地	東京都渋谷区桜丘町22-14N. E. S. ビル N棟2階	東京都渋谷区渋谷三丁目26-20関電不動産 渋谷ビル8階

- 変更年月日  
令和6年7月17日

## 公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項（第118条においてその例によることとされた場合を含む。）の規定に基づき、令和6年度自衛官候補生募集に係る募集期間等について、次のとおり告示する。

令和6年7月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 採用する自衛官候補生  
陸上要員（男女）、海上要員（男女）及び航空要員（男女）
- 募集期間  
令和6年7月1日（月）から同年9月3日（火）まで
- 試験種目  
筆記試験（国語、数学、地理歴史及び公民並びに作文）、口述試験、適性検査、身体検査及び経歴評定
- 試験期日及び試験場
  - 筆記試験及び適性検査（WEB試験方式）  
令和6年9月16日（月）から同月18日（水）までの任意の1日
  - 口述試験及び身体検査  
令和6年9月25日（水）から同月27日（金）までの指定する1日  
陸上自衛隊米子駐屯地（米子市両三柳2603）  
航空自衛隊美保基地（境港市小篠津町2258）
- 合格発表予定日  
試験実施日に示す日
- 採用予定時期  
採用予定通知書で通知する。
- 応募資格  
採用予定月の1日現在で18歳以上33歳未満（ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の末日において33歳に達していない者に限る。）の日本国籍を有する者で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項に定める欠格事由に該当しないものであること。
- 問合せ先

- (1) 各市役所及び町村役場（自衛官募集窓口）
- (2) 自衛隊鳥取地方協力本部又は各事務所等
  - 本部（0857-23-2251）
  - 鳥取募集案内所（0857-26-4019）
  - 倉吉地域事務所（0858-47-3250）
  - 米子地域事務所（0859-33-2440）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和6年7月16日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別 \ 区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	令和6年8月9日 午前10時から午後 3時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び琴浦大山の各 警察署の管内に居住する者
経験者講習	令和6年8月20日 午後1時30分から 午後4時30分まで	〃	〃

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

- ア 初心者講習 4時間30分
- イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を經由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

- ア 初心者講習 6,900円
- イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

- 7 携行品  
筆記用具

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年7月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

とりぎん文化会館小ホール舞台機構設備改修業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

(4) 入札方法

入札は、紙入札により行うものであること。契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の額を含めた契約申込金額とすること（消費税不課税又は非課税のものを除く。）。課税事業者にあつては、内訳として消費税額を記載すること。

### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が機械等（建物等以外）保守点検の設備（建物等以外）保守点検に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を、令和6年7月25日（木）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 平成26年4月1日から本件公告の前日までの間に、客席数が500人以上の公立文化施設の劇場又はホールの舞台機構設備の新設又は改修の施工及び保守点検を元請として履行した実績を有する者であること。

(4) 機械器具設置工事業に係る一般建設業又は特定建設業の許可を有すること。

(5) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(6) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(7) 本件調達の公告に示した業務を契約期間内に確実に履行できる者であること。

(8) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県地域社会振興部文化政策課

### 4 入札手続等

#### (1) 入札の手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県地域社会振興部文化政策課企画調整担当

電話 0857-26-7839

電子メール bunsei@pref.tottori.lg.jp

#### (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

#### (3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和6年7月16日（火）から同年8月16日（金）までの日にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/bunkaseisaku/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

##### ア 交付期間及び交付時間

令和6年7月16日（火）から同年8月16日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

##### イ 交付場所

(1)に同じ。

#### (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

#### (5) 現場確認の日時及び場所

##### ア 日時

令和6年7月25日（木）午前10時から正午まで

なお、現場確認を希望する者は、4の(1)の場所に業務の名称を伝えて事前に申込みをすること。

##### イ 場所

〒680-0017

鳥取市尚徳町101-5 とりぎん文化会館

##### ウ その他

(ア) 業務対象となる現場の確認のみとし、疑義等の問い合わせについては質問書を提出すること。

(イ) 参加は任意とする。

#### (6) 入札及び開札の日時及び場所

##### ア 日時

令和6年8月30日（金）午後2時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月29日（木）午後5時までとする。）

##### イ 場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第2庁舎4階 第34会議室

## 5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に「第1回」、「第2回」又は「第3回」と回数を明記し、提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、持参又は郵送により4の(1)の場所に令和6年8月16日(金)正午までに提出しなければならない。
- (3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

## (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

## (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、調達手続特例規則、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

## (3) 契約書作成の要否

要

## (4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

なお、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者が2名以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

## (5) 手続における交渉の有無

無

## (6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 契約書の作成に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。

ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えないで用語を変更するときがある。

## 8 Summary

- (1) Service to be procured : Stage Equipment Renewal at Tottori Prefectural Torigin Bunka Kaikan

Small Hall

(2) August 16, 2024 noon : Time-limit for the submission of documents for qualification confirmation

(3) August 30, 2024 2:00 PM : Time-limit for the submission of tenders

August 29, 2024 5:00 PM : Time-limit for the submission of tenders by registered mail

(4) Contact point for the notice : Cultural Policy Division, Tottori Prefectural Government

1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8570, Japan TEL 0857-26-7839

---

## 正 誤

令和6年6月21日付鳥取県公報第9606号の鳥取県告示第409号(生活保護法による指定介護機関の変更の届出について)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 2

欄 変更年月日の欄

行 30及び31

誤 令和6年2月1日

正 令和6年1月29日

頁 2

欄 変更年月日の欄

行 38及び39

誤 令和6年2月1日

正 令和6年1月29日